

設 計 書 (金額なし)

- 1 件 名 令和8年度 広報よこはま市版・区版の広告枠一括売り渡しについて
- 2 履 行 場 所 横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報・プロモーション戦略課
- 3 履行期間 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(2026年5月号から2027年4月号まで)
又は期限 期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 特になし

- 6 現場説明 不要
要(月 日 時 分、 場所)
- 7 業務概要 仕様書のとおり

内訳書

仕様書

1 履行内容

令和8年度「広報よこはま市版・区版 2026年5月号～2027年4月号」の広告枠の一括買取り・広告掲載

2 広報よこはま概要

(1) 発行頻度・部数 ※各区広告掲載部数は、別紙1を参照。

毎月1日発行・約1,600,000部発行／月（概算）

(2) 体裁

・タブロイド版 16～20ページ

・全市版（各区共通8ページ）の中央に各区版
(8・12ページ)を挟み込み

(3) 配布形態

自治会町内会等を通じて、市内各世帯に直接配布、駅や公共施設等のPRボックスへの配架

3 広告の規格・枠数・掲載面

(1) 広告スペース

・紙面の最下段に1ページあたり241ミリ（左右）×70ミリ（天地）の広告スペースを設ける。なお、当該スペースを2分割し別々の広告を入れることも可とする。

また、緑区版は区版8面（全体で12面）の最下部に広告2枠を縦に重ねて入れる。

・広告の枠線のポイント数を一定に揃えること。

・各広告原稿の左上に、12ミリ（左右）×6ミリ（天地）の広告という文字を入れること。広告という文字は、透過させず、字体や色をできるだけ統一し、広告内容と一体化させないよう配慮すること。

(2) 刷り色

4色

(3) 文字サイズ

掲載時の文字サイズは、5.5ポイント以上とし、可読性を確保すること。

(4) 広告枠数 ※詳細は、別紙2を参照。

972枠

【内訳】

・市版36枠（2枠×18区）×12か月…432枠

・区版18枠（2枠×9区）×12か月…216枠

（鶴見区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、都筑区、瀬谷区）

・区版27枠（3枠×9区）×12か月…324枠

（神奈川区、南区、港南区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区）

(5) 広告掲載面

横浜市が指定する面とする。なお、契約期間内に、掲載面に変更が生じた場合は、横浜市が別途指示する内容に従うものとする。

- ・市版…最終面の裏面、最終面
- ・区版……別紙 2 のとおり

4 掲載可能な廣告主及び廣告内容の範囲

- (1) 广告主、廣告内容及びデザイン等は、横浜市廣告掲載要綱、横浜市廣告掲載基準その他廣告関連規程を遵守すること。
- (2) 广告掲載場所や掲載可能業種については、別紙 2 の備考欄に従うこと。
- (3) 販売期間など期日を明示する廣告は原則、掲載月 11 日以降のものとする。
- (4) 广告は、文字の大きさや配色にできるだけ留意し、誰にでも見やすい廣告すること。

5 广告原稿の作成

- (1) 广告原稿については「4 掲載可能な廣告主及び廣告内容の範囲」に従い、廣告取扱事業者の責任と負担において作成すること。
- (2) 广告主、廣告原稿の内容及びデザインについては、横浜市及び横浜市が発行する広報よこはま等の広報印刷物への信頼性等を損なうことのないよう、「4 掲載可能な廣告主及び廣告内容の範囲」に合致しているか横浜市が審査を行う。
- (3) 广告取扱事業者は、「4 掲載可能な廣告主及び廣告内容の範囲」に従い、廣告主及び廣告原稿を事前確認した上で、横浜市が指定する期日までに横浜市に提示すること。審査依頼時には廣告主、連絡先、住所、掲載希望区が掲載されている資料等を合わせて示すとともに、「4 掲載可能な廣告主及び廣告内容の範囲」にある規定やガイドラインで定められた表示事項については予め確認を行い、確認済みの状態で審査依頼をすること。

(参考) 過去の実績より、廣告主に関する審査件数は月平均 14 件 (年 160 件)、廣告内容に関する審査件数は月平均 42 件 (年 507 件)。

- (4) 横浜市による審査において廣告主、廣告原稿の内容及びデザイン等が「4 掲載可能な廣告内容の範囲」に抵触すると認められた場合、廣告取扱事業者は横浜市の指示に従い廣告主の変更や廣告原稿の修正、再作成等を行うこと。
- (5) 横浜市による審査終了後、廣告取扱事業者は、完全版下原稿を横浜市が指定する納品日までに作成すること。
- (6) 广告原稿の校正は、廣告取扱事業者の責任において行うこと。
- (7) 市版の廣告枠は、各掲載月ですべて同一の廣告原稿とすること (区により異なる内容とすることはできない)。
- (8) 問い合わせ先は電話番号だけでなく、対応可能なファックス番号やメールアドレスなどがある場合は併せて記載すること。

6 広告原稿の納品

完全版下原稿を出力したもの及び画像データを横浜市に提示したうえで、掲載月の前月の横浜市が指定する日程で、横浜市の指定する印刷会社に納品する。

ただし、年度末等通常月と異なるスケジュールとなる場合は、横浜市の指示に従う。

なお、指定印刷会社は複数となる場合がある。

7 履行場所

横浜市政策経営局シティプロモーション推進室広報・プロモーション戦略課

8 広告料

- (1) 入札にあたっては、横浜市が提示する年間の広告枠をすべて一括で買い取ることを条件とし、全枠の買取金額の総額を広告料として横浜市に提示するものとする。
- (2) 広告料は月毎の分割払いも可能とする。その場合の月毎の納入金額は別途横浜市が指定する。
- (3) 広告料は横浜市の発行する納入通知書により横浜市の指定する期日までに納入する。

9 その他

広告の掲載ページの指定や掲載する広告の詳細条件について、横浜市から別途指示がある場合は、当該指示に従うこと。

10 添付資料

別紙1 「令和8年度 広報よこはま広告掲載部数（概算）」

別紙2 「令和8年度 広報よこはま広告掲載ページ一覧」

(別紙1) 令和8年度 広報よこはま広告掲載部数(概算)

広告掲載部数(1年分の概算)

単位:部数

区	広告掲載部数 (1年分の概算)
鶴見	(1,518,000部)
神奈川	(1,302,000部)
西	(625,200部)
中	(948,000部)
南	(1,107,600部)
港南	(1,098,000部)
保土ヶ谷	(1,074,000部)
旭	(1,179,000部)
磯子	(864,000部)
金沢	(1,080,000部)
港北	(1,800,000部)
緑	(852,000部)
青葉	(1,488,000部)
都筑	(906,000部)
戸塚	(1,320,000部)
栄	(592,200部)
泉	(823,200部)
瀬谷	(647,800部)
合計	(19,225,000部)

	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号	4月号	変則ページ月 ※全ページ数
鶴見区	区版2 3	[20P]4月											
神奈川区	区版3 6	区版3 6	区版2 3	区版2 3									
西区	区版3 5	[20P]4月											
中区	区版6 7	[20P]4月											
南区	区版3 8	[20P]4月											
港南区	区版6 7	[20P]4月											
保土ヶ谷区	区版6 7												
旭区	区版6 7	[20P]3月											
磯子区	区版6 7	[20P]3月											
金沢区	区版5 7												
港北区	区版3 8	[20P]4月											
緑区	区版7 8												
青葉区	区版6 8	[20P]3月											
都筑区	区版7 8												
戸塚区	区版6 8	[20P]3月											
栄区	区版6 8												
泉区	区版6 8												
瀬谷区	区版7 8	[20P]3月											

備考

鶴見区	
神奈川区	
西区	設定ページは予定のため、変更になる可能性もあります。
中区	
南区	「広告」と「記事」の区別がはっきりわかるデザインにしてください。
港南区	
保土ヶ谷区	
旭区	お墓や葬儀場、老人ホームの広告ばかりにならないよう、ご配慮ください。※特に、1月号(新春企画)への葬儀関係広告の掲載は避けてください。 「広告」と「記事」をはっきり区別できるようなデザインとしてください。
磯子区	
金沢区	
港北区	
緑区	
青葉区	
都筑区	
戸塚区	
栄区	
泉区	お墓や葬儀場の広告ばかりにならないよう、ご配慮ください。
瀬谷区	墓石販売業者と葬儀業者が同じ面に載らないように配慮してください。